

帯 介 高 第 2 6 7 5 号
令 和 5 年 1 月 1 8 日

各事業所 管理者 様

帯 広 市 長 米 沢 則 寿
(市民福祉部福祉支援室介護高齢福祉課)

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の今後の取扱いについて（通知）

日頃より、本市における介護保険制度の円滑な運営にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件については、これまで、令和2年2月18日付 厚生労働省老健局老人保健課発通知「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて」に基づき運用してきたところですが、有効期間等に関する取扱いについて、令和4年10月13日付 厚生労働省老健局老人保健課発通知「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の今後の取扱いについて」（別紙1）が示されたところです。

つきましては、本市における今後の取扱いについて下記のとおり通知いたします。なお、介護サービス利用者等の被保険者証をご確認いただき、更新申請が必要となる場合には、認定調査の可否等について把握のうえ、適切に対応されますようお願いいたします。

記

1 臨時的な取扱いの適用期間

令和5年6月30日までの申請受付分まで

※詳細については「帯広市における新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いの適用期間について」（別紙2）をご確認ください。

2 その他

適用期間中における本取扱いの内容及び対象条件、手続きについては、令和2年3月13日付帯介護第3079号「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて（通知）」（別紙3）で通知した内容と変更ありません。

(担当)

帯広市市民福祉部福祉支援室
介護高齢福祉課介護認定給付係
連絡先：0155-65-4152